

## 【史料紹介】

### 天保期対馬藩における八郷の役職

―「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―

丸山 大輝

前稿<sup>1)</sup>に引き続き「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」(以下、「御役名并諸役所名前帳」とする)を紹介する。本稿では「御役名并諸役所名前帳」の内容のうち、八郷(田舎)の部分解説・翻刻する。八郷とは、対馬島内の村方を示す言葉で、郡と村の中間に設置された行政区画<sup>2)</sup>郷が島内に八つあったことに由来する。

最初に、対馬藩における地方支配機構の概要を述べ、次に、「御役名并諸役所名前帳」から読み取れる八郷の役職を解説し、最後に史料の翻刻文を掲載する。

#### 一、対馬藩の地方支配機構と村の身分

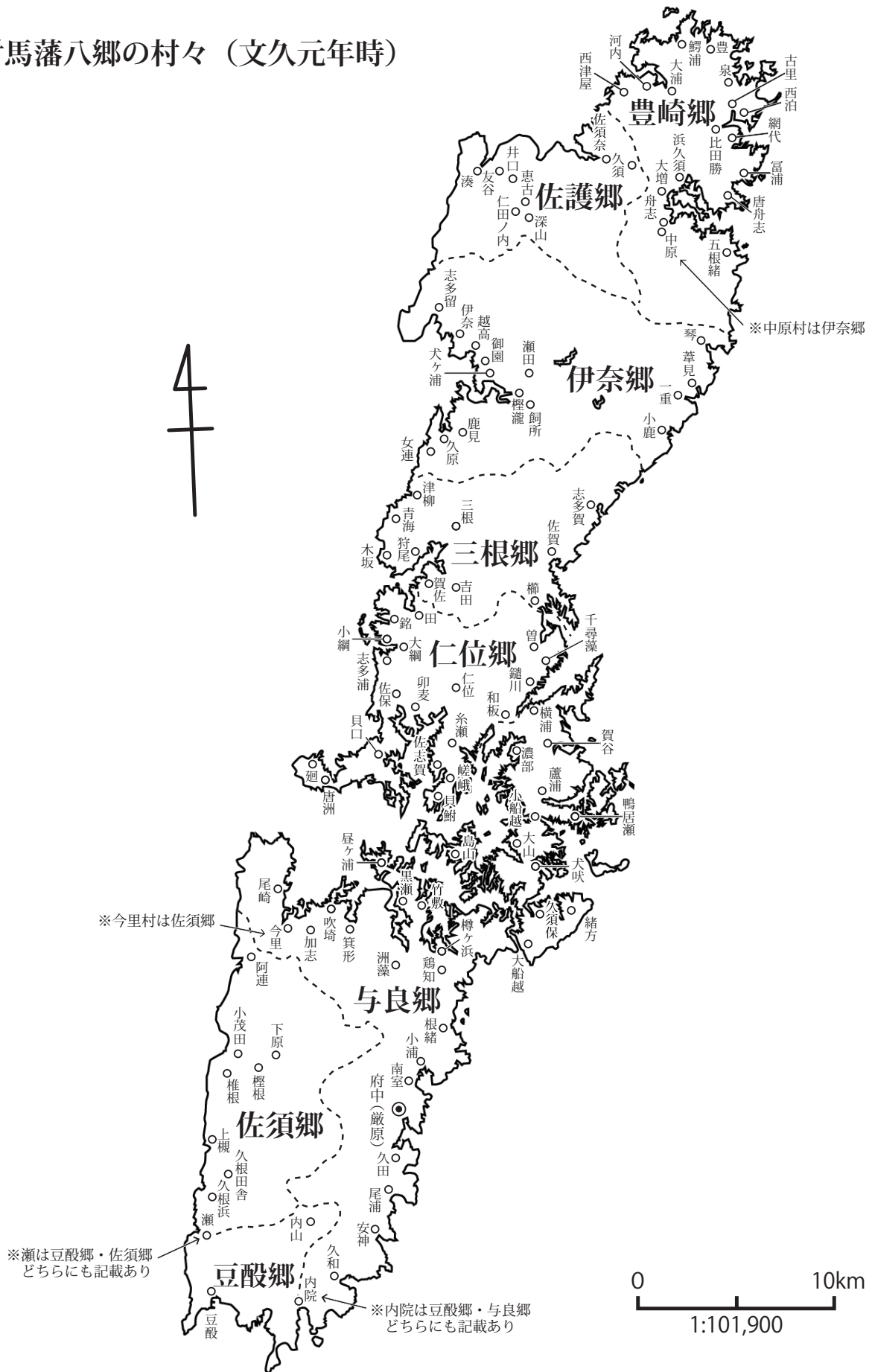
まず、対馬島内の行政区画と地方支配機構について整理したい。古代における対馬の行政区画は上県・下県の二郡で構成されていたが、南北朝期には一二郡ほどに分化し、宗経茂・澄茂期(一四世紀中後期)には「八郡」(「八海」)に整理縮小された<sup>3)</sup>。ここで確定した「郡」の範囲は対馬宗氏による領国支配の単位として、その後も継承された。しかし、近世に入ると、中世の「郡」の範囲を示す呼び名として「郷」

が用いられるようになる。「郡」と「郷」ははじめ混用されていたが、元禄期の国絵図作成に際して「郷」に統一された。また、同時期に「郷」よりも広域に二つの「郡」が設定され、「郡」と「郷」の使い分けが明確になるとともに、二郡八郷の行政区画が確定した<sup>3)</sup>。この二郡八郷を北から順に挙げると、上県郡に属する豊崎郷・佐護郷・伊奈郷・三根郷、下県郡に属する仁位郷・与良郷・佐須郷・豆酸郷である(図)。

二郡八郷の行政区画をもとにした対馬島内の地方支配は郡奉行を中心に行なわれた。郡奉行は現地に赴任せず、府中の郡奉行所へ日勤しながら業務を行った<sup>4)</sup>。そのため、郡奉行の代わりに現地で地方支配の実務を担ったのが郷に居住する地方役人であった。後述するように、地方役人には多様な種類あり、身分によって就任する役職が決まっていた。そこで、八郷の役職をみていく前提として、対馬藩における村の身分を説明しておきたい。対馬藩の村には在郷給人・足軽・百姓・被官・名子・庶子と呼ばれる人々が存在したが、本稿では地方役人に就任した<sup>5)</sup>在郷給人・足軽・百姓について解説する。

対馬藩の給人には府中に居住して蔵米知行をうけた府内城下士と八郷に居住しながら地方知行をうけた在郷給人の二種類が存在した。そのうち、地方役人に就任したのは後者である。在郷給人は宗家から間高<sup>6)</sup>で表される知行地を拝領したが、そこでの知行権は制限され、恣意的行動は認められなかった<sup>7)</sup>。拝領した知行地については、被官や名子に知行地を小作させることはあったものの、実質的な農業経営の主体は在郷給人が担った。また、在郷給人は軍役の代わりに知行地

# 対馬藩八郷の村々（文久元年時）



(出典)：「公儀御役人様御下向二付八郷村々惣出来高御年貢公役銀井知行人高家数孝行芋出来高牛馬数調帳」文久元年  
 (長崎県対馬歴史研究センター所蔵対馬宗家文庫史料記録類 I 郡奉行 I-11)

の高に応じた間銀<sup>8</sup>（間役）を藩に納めたが、地方役人に就任した者はこれを免除され、役料が支給された。

足軽と百姓はいずれも蔵入地を耕作し、藩に年貢や公役銀を納めた。公役銀は足軽と百姓が藩に納める諸色や夫役を銀で代納したもので、寛文期（一六六一～一六七三）に成立した<sup>10</sup>。百姓と足軽は身分的差異こそあったものの、いずれも年貢や公役銀といった「諸公役」を負担したため<sup>11</sup>、足軽と百姓をまとめて公役人と呼ぶこともあった。

なお、近世中期以降になると、領民による藩への献金とそれに対応する家格の上昇と身分的特権の付与が行われるようになる<sup>12</sup>。これによって、百姓が足軽に、足軽が給人に、というような身分上昇が可能となった。「御役名并諸役所名前帳」が作成された天保期（一八三〇～一八四四）は身分の流動が繰り返される時期であり、八郷の役職をみていくうえではその点をふまえておく必要がある。

## 二、天保期における八郷の役職

次に、「御役名并諸役所名前帳」にみえる八郷の役職を整理したい。本稿で紹介する部分の構成は前稿紹介部分と同様で、「八郷給人中以下」が就任した「御役名」を列挙する形式をとる。二八頁の「右給人中左被 仰付」と「肝入」の間には一行分の空白があり、空白より前に給人の役職、後ろに足軽・百姓の役職が記される。これをもとに給人の役職をまとめたのが表一、足軽・百姓の役職をまとめたのが表二である。天保九年時点において、給人の役職は一九種類、足軽・百姓

の役職は二一種類あったことが分かる。

以下、各役職について先行研究や諸史料をもとに解説する。また、天保九年と同一〇年の「毎日記（郡奉行）」も併用しながら、「御役名并諸役所名前帳」の作成期における各役職の実態をできる限り明らかにしてみたい。

### 1 給人の役職

給人が就任した役職一九種類のうち、本稿では地方支配の中心を担った奉役と下知役のほか、山川役・地方普請奉行・生子生育吟味役・八郷御締役をみていきたい。

奉<sup>うけたまわりやく</sup>役は郷内の地方支配を管轄する役職で、他領の大庄屋に相当する。奉役は触書伝達などの地方支配全般を担ったほか、郷内における法令遵守の徹底・風俗の監視・勸農などを職務とした<sup>13</sup>。奉役は寛文期に成立したとされており、当初の定員は二名で、一名の場合は補佐役の奉役代役を置くこともあった<sup>14</sup>。その後、宝暦三年（一七五三）に佐須郷総百姓中の願い出によって同郷の奉役が一名となり、天明八年（一七八八）には他郷の奉役も一名になった<sup>15</sup>。これにより、奉役は郷毎に一人ずつが置かれる体制となった。なお、奉役は近世中後期に他領でみられる居住区外からの選出や転勤制はとらず<sup>16</sup>、郷内の給人から選出された。

下知役は村毎に置かれた役職で、奉役の指図を受けて村の支配にあたった。村に対する触書の伝達を担ったほか、足軽・百姓から選出さ

表1 在郷給人の役職

通番	役職名	備考
1	奉役	1 郷に1人ずつ。
2	下知役	原則1村に1人。ただし、小村は給人の繰り合わせて肝入から下知を命じる。
3	山川役	—
4	俵物差配役	—
5	浦役	—
6	地方普請奉行	—
7	地方普請見習役	—
8	地方普請見覚役	—
9	生子生育吟味役	—
10	旅人吟味役	—
11	八郷御締役	—
12	塩焔蔵立会役	伊奈郷にあり。
13	めほろ御立山見かしめ役	伊奈郷にあり。
14	上ミ五郷諸普請差配役	仁位郷にあり。
15	鯨船改役	仁位郷にあり。
16	綱浦御番所見かしめ在番代勤	仁位郷にあり。
17	大船越在番助勤	与良郷にあり。
18	俵物差配役	—
19	同締方兼	豊崎郷・佐須郷にあり。 ※俵物差配・締方兼役の意味か。

れる村役人を指揮することで村の運営はもちろん、農業にも関与した。同役は原則として一村に給人一人が置かれたが、小村の場合は肝煎から村に対する「下知」を命じることもあった。また、複数の村を一人の下知役が担当することもあった。例えば、伊奈郷伊奈村に居住した  
在郷給人の小野家は伊奈村のほか志多留村や越高村など周辺村々の下知役を兼帯した。<sup>17</sup>このように、肝煎が下知役の代わりを担ったり、

下知役が複数の村々を管轄したりすることもあったのは、すべての村に給人が居住した訳ではなかったためである。

山川役は郷内の山林を管理する山役と河川を管理する川役の総称である。天保九年の「毎日記(郡奉行)」には山川役が立山の管理を行ったり、「山役」が「不実榎木」の伐採に立ち会ったりする記事が見られる。<sup>18</sup>対馬藩は救荒食としての榎実を重視したことから榎木を保護し、一七世紀後半頃からその育成を奨励した。<sup>20</sup>その結果、榎木は「御停止」の木とされ、立山であるかどうかに関わらず伐採が禁じられたほか、自然に倒木した榎木も採取することができなかった。<sup>21</sup>実が採れなくなった榎木は願い出に応じて下賜されることになっており、これに立ち会うことが山林の管理を担う山役の職務の一つだった。なお、天保九年と同一〇年の「毎日記(郡奉行)」からは川役の存在を確認できないものの、山役のように郷内の河川を管理したと考えられる。

地方普請奉行は八郷の河川や水路の普請を管轄した役人で、享保九年(一七二四)正月に佐須郷の奉役だった齋藤四郎治が開発に伴う普請の手腕を見込まれて新規に任命されたことに始まる。<sup>22</sup>地方普請奉行は河川や水路の普請に関する知識と技術を有する必要があるため、その後も在郷給人の中から「巧者」を選んで任命した。八郷に居住する地方巧者を同役に任命することで、地域の実態に即した対応を可能にしたのである。また、地方普請奉行は一人で八郷全域を管轄しなければならなかったため、齋藤四郎治の解任後には補佐役として地方普請見習役と地方普請見覚役が置かれた。

生子生育吟味役は八郷の人口を増加させるために実施された子ども  
の出生管理を担当した役職である。対馬藩では生まれたばかりの赤子  
を保護して人口の増加を図るために、寛文期より子ども一人あたりに  
養育費（生子麦<sup>うまれこむぎ</sup>）を支給した。しかし、生子麦の支給対象となる子ど  
もや支給期間、一人当たりの麦の量は時代を下るにつれて縮小され<sup>23</sup>  
近世後期には八郷の人口が停滞した。そのため、文化二二年（一八一五）  
三月には八郷の人口増加政策に伴って生子生育吟味役が置かれた。<sup>24</sup>  
同役は村中の妊婦を調査して人数を藩に報告する役目を担つ。文政  
一一年（一八二八）三月には一郷毎に二人の給人が任命されることと  
なり、村々から奉役に提出された「懐胎人数帳」と実態を引き合わせ  
る厳密な妊婦調査を行うことになった。

八郷御締役は廻村をとおして困窮した村々の実態を把握し、その原  
因に即した復興策を提案・実施する役職のことで、<sup>25</sup>その起源は宝暦  
六年に佐治軍吾が郡中吟味役に就任したことに遡る。<sup>26</sup>対馬藩では宝  
暦期から農政改革を開始し、その立案・実施責任者として設置された  
のが郡中吟味役である。<sup>27</sup>佐治軍吾が宝暦八年に郡奉行に役替えとなつ  
てからは欠員となったが、天明八年二月には在郷給人の大石阿吉と佐  
護長右衛門を新たに八郷吟味役に任命し、困窮していた八郷の復旧に  
あたらせた。この八郷吟味役が在郷給人の役職として定着し、後に名  
称を変えて八郷御締役となった。なお、「御役名并諸役所名前帳」が  
完成した直後の天保一〇年三月九日には八郷御締役から再び八郷吟味  
役へと名称が戻されている。<sup>28</sup>

そのほか、郷の地域性に応じた役職がそれぞれに置かれた。例えば、  
綱浦御番所見かじめ在番代勤は仁位郷の綱浦番所で取り締まりをする  
役職で、これには同番所があつた小綱村の在郷給人が任命された。<sup>29</sup>  
ここまでみてきたように、在郷給人の役職は近世中後期に成立した  
ものが多い。藩が担うべき地方支配の機能の一部を現地の状況を熟知  
した<sup>30</sup>在郷給人に担わせることによって、地方支配の簡素化・円滑化を  
図つたのである。

## 2 足軽・百姓の役職

足軽・百姓が就任した二一の役職のうち史料の制約から、本稿では  
肝煎（肝入<sup>31</sup>）・血判・頭百姓・牧別当をみていきたい。

肝煎は藩からの触書を村内に行き届かせることを役割とした。<sup>30</sup>肝  
煎は一村に二人ずつ置かれたが、小村は一人の場合もあつた。また、  
肝煎は村の住民による入札で決定された。入札の結果は封のまま奉役  
を通して提出され、<sup>31</sup>郡方支配家老が肝煎を任命する形式をとつた。<sup>32</sup>  
そのため、天保九年と同一〇年の郡奉行所「毎日記」には肝煎の任命  
に関する記事が散見される。<sup>33</sup>肝煎には一般の百姓が任命される場合  
もあるが、血判や頭百姓から任命されることが多い。一方、血判と頭  
百姓の任命については郡奉行所「毎日記」に記されないことをふまえ  
ると、肝煎が村役人の筆頭に位置付けられていたことが分かる。  
血判も肝煎と同じように藩からの触を村内に行き届かせることを役  
割とした。<sup>34</sup>また、同役は一村に二人ずつが置かれ、入札制をとつた。

表2 足軽・百姓の役職

通番	役職名	備考
1	肝煎（肝入）	1村に2人ずつ。ただし、小村は1人の場合もあり。
2	血判	1村に2人ずつ。
3	頭百姓	—
4	地方普請足軽	—
5	生育吟味役下役足軽	—
6	八郷御締役下役足軽	—
7	山川役下役足軽	—
8	奉役附廻足軽	—
9	俵物差配役下役	—
10	天道山御立山見かしめ	佐護郷にあり。
11	大平御立山預役	与良郷にあり。
12	曾根牧別当	与良郷にあり。
13	牧別当	与良郷にあり。
14	酒改役	大船越村肝入より兼帯。
15	瀬戸浚	—
16	小船改役	大船越村にあり。
17	瀬戸浚普請足軽	大船越村にあり。
18	御開井樋掛	豊崎郷にあり。
19	井樋番人	仁位郷にあり。
20	小綱村御番所定番	—
21	鰐浦御横目家見かしめ	—

天保五年十一月、三根郷三根村血判半十郎の交代に際し、郡奉行から同郷奉役を介して同村下知役田口直右衛門に出された達書によると、<sup>35</sup> 入札の結果、次の血判に頭百姓の源次を任命することが記される。同史料から、血判の任命に際しても入札制がとられたことを指摘できる。頭百姓は「百姓之惣代」として下知役から指図を受ける役人で、村内における「御法」遵守の徹底を担った。<sup>36</sup> 同役についても入札制をとったようである。前述の源次が血判に就任するに際し、後任の頭百姓をめぐって入札が実施された。天保五年十一月には入札の結果により同

村伊左衛門を頭百姓にする旨の達書が下知役田口直衛門に届けられた。<sup>37</sup> なお、同史料は血判のように郡奉行から発給される形式をとらず、奉役からの発給となっている。

このように、肝煎・血判・頭百姓は村政の中心を担った役職であったとともに、村の治安維持、農業や村民の生活の指導を担う立場でもあった。<sup>38</sup> また、村の自治はこれら三役を中心に運営されたと考えられ、村内における三役の位置づけや下知役との関係については今後の検討を要する。

牧別当は藩営の牧を管理した役職である。対馬藩でははじめ、中世からの起源を持つ与良郷横浦村長崎の牧を中心としたが、貞享〜元禄期（一六八四〜一七〇四）に長崎が牧から除外された。<sup>39</sup> その後、与良郷大山・小船越・鴨瀬・濃部・賀谷・蘆ヶ浦・横浦、仁位郷鐘川・和坂の九カ村におよぶ広大な牧が「猪鹿逐詰」との兼ね合いから元禄一六年正月に縮小され、最終的には享保九年に府中周辺へ移された。明和五年（一七六八）の「毎日記（八郷見廻役）」によると、府中に移った牧は「上ミ」と「下モ」の二カ所があり、それらを管理する牧別当の存在を確認できる。<sup>41</sup> また、宗家文庫史料に残る牧の絵図によると、上ミ山牧は「上ミ見坂」を中心に、<sup>42</sup> 下モ山牧は有明山から月輪山にかけた地域に所在した。<sup>43</sup> 「御役名并諸役所名前帳」には「牧別当」と「曾根牧別当」がみえるが、それぞれ上ミ牧と下モ牧を管理した役職と考えられる。<sup>44</sup> 牧別当には近隣の村に居住する足軽または百姓が就任し、小浦村・南室村・久田村から任命された事例を確認できる。<sup>45</sup>

- 1 拙稿「天保期における対馬藩府中の役所と役職―「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―」（『長崎県対馬歴史研究センター所報』一、二〇二一年）。
- 2 荒木和憲『対馬宗氏の中世史』（吉川弘文館、二〇一七年）。
- 3 長郷嘉寿「近世」（豊玉町誌編纂委員会編『豊玉町誌』豊玉町役場、一九九二年、二三四～二三五頁）。
- 4 前掲「天保期における対馬藩府中の役所と役職」。
- 5 以下、対馬藩の給人については、前掲「近世」、高野信治「「給人地主」制論」（同『近世領主支配と地域社会』校倉書房、二〇〇九年、初出は一九九九年）を出典とする。
- 6 対馬藩では村高や給人知行高などを石高（石・斗・升・合・勺）ではなく、間高（間・尺・寸・分・厘）を用いて表した（森山恒雄「対馬藩」『長崎県史 藩政編』長崎県、一九七三年）。
- 7 対馬藩では大浦権太夫を中心とした寛文改革で地方地行制の廃止を断行した。大浦の死後、在郷給人の反対を受けて地方知行が再興したが、それ以降は給人の知行地に対する恣意的な権限が排除された（前掲「対馬藩」）。
- 8 間銀とは、軍役の代わりに給人が藩へ納めた銀のことで、給人の間高に応じて納める額が設定されていた。間銀は寛文改革後の地方知行再興に伴って整備されたと考えられている（前掲「近世」）。
- 9 前掲「近世」。「御壁書控」（長崎県史編三委員会編『長崎県史 史料編第二』吉川弘文館、一九六四年）。
- 10 ただし、浅茅湾近辺の六か村には「浅海日魚菜」と飼料、府中周辺の村には人足の徴収・飼料・薪の上納が課せられた（前掲「近世」）。
- 11 前掲「御壁書控」。
- 12 中村正夫「対馬藩「給人奉公帳」解題」（中村正夫・梅野初平編『仁位郷給人奉公帳』九州大学出版会、一九八四年）。
- 13 「郷村江相渡書付控」（対馬宗家文庫史料記録類Ⅰ（補遺）御奉行A-1）。
- 14 前掲「近世」。
- 15 前掲「近世」。
- 16 志村洋「大庄屋と組合村」（『岩波講座 日本歴史 第一四巻』岩波書店、二〇一五年）。
- 17 「小野家文書解説」（『長崎県対馬歴史研究センター所報』一、二〇二一年）。
- 18 「毎日記（郡奉行）」天保九年五月六日条（対馬宗家文庫史料日記類A-d-1:348）。
- 19 前掲「毎日記（郡奉行）」天保九年五月一七日。
- 20 江藤彰彦「対馬藩領における資源制約の出現と「農政」の成立」（『一八世紀・対馬におけるフロンティアの縮小と地域としての適応戦略』（平成一五年度）平成一六年度科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇五年）。
- 21 「罰責類聚」（藩法研究会編『近世刑事史料集二 対馬藩』創文社、二〇一四年）。
- 22 「奉役・下知役・地方普請奉行・八郷吟味役・山川役・生育吟味役・肝煎・血判」（対馬宗家文庫史料記録類―郡奉行―B⑤―5）。以下、地方普請奉行については同史料による。
- 23 前掲「近世」。
- 24 以下、生育吟味役については、前掲「奉役・下知役・地方普請奉行・八郷吟味役・山川役・生育吟味役・肝煎・血判」。
- 25 前掲「近世」。
- 26 以下、八郷吟味役については、前掲「奉役・下知役・地方普請奉行・八郷吟味役・山川役・生育吟味役・肝煎・血判」。

- 27 江藤彰彦『『養養覚書』解題』（『日本農書全集』四一、農山漁村文化協会、一九九九年）。
- 28 「毎日記（郡奉行）」天保一〇年三月九日条（対馬宗家文庫史料日記類 Ad-1-350）。
- 29 「仁位郷給人御奉公帳」（前掲「仁位郷給人奉公帳」）。
- 30 前掲「郷村江相渡書付控」。高野信治「藩政と地域社会」（前掲『近世領主支配と地域社会』、初出は二〇〇〇年）。
- 31 前掲「近世」。
- 32 前掲「毎日記（郡奉行所）」天保九年には、入札の結果による肝煎の任命を「御郡支配」が行った記事が散見される。
- 33 なお、農政関係の著作を多く残した陶山訥庵（一六五七―一七三二）は「口上覚書」上巻において、肝煎は郡奉行・奉役・下知役から選出されるものと説明している（「口上覚書」上巻、滝本誠一編『日本経済叢書』一三、日本経済叢書刊行会、一九一五年）。肝煎が入札制へと移行する経緯については今後の課題としたい。
- 34 前掲「郷村江相渡書付控」、前掲「藩政と地域社会」。
- 35 対馬文書を読む会編『田口家文書』（対馬文書を読む会、二〇〇六年）二四九・二五〇頁。現在は対馬博物館に寄託。
- 36 前掲「郷村江相渡書付控」。
- 37 前掲『田口家文書』二五二・二五三頁。現在は対馬博物館に寄託。
- 38 前掲「郷村江相渡書付控」。
- 39 以下、享保期までの牧については、前掲「近世」。
- 40 対馬藩では郡奉行の陶山庄衛門（訥庵）と平田類右衛門を中心に元禄一三年から宝永六年にかけて「猪鹿逐話」と呼ばれるイノシシとシカを対象とする大規模な狩猟を実施した。その結果、対馬島内のイノシシを全滅させるに至った。
- 41 「毎日記（八郷見廻役）」明和五年九月一六日条（対馬文書を読む会編『大石阿吉毎日記』対馬文書を読む会、二〇一五年）。
- 42 「上ミ山牧場」（対馬宗家文庫史料絵図類 Ah-18）。
- 43 「下モ山牧場図」（対馬宗家文庫史料絵図類 Ah-21）。
- 44 寛政八年（一七九六）二月に小野六郎右衛門が味木左宮に提出した「覚」によると、上牧は鳥淵山・白嶽の太平・「内くだ」・「外くだ」・逢坂に、下牧は有明・「なぶ鹿」・小山・御曹子の曾根にかけて設定されていたことが分かる（「覚」対馬宗家文庫史料一紙物 1148）。つまり、「曾根牧別当」は曾根を範囲に含む下モ牧を管理した役職のことで、一方の「牧別当」は上ミ牧を管理した役職である。なお、天保一〇年正月一三日には上ミ牧に隣接する小浦村の百姓久右衛門が牧別当に任じられていたことを確認でき、上記を裏付ける（前掲「毎日記（郡奉行）」天保一〇年正月一三日条）。
- 45 明和五年には牧別当に小浦村と久田村の百姓が就任したことを確認でき（前掲「毎日記（八郷見廻役）」、寛政八年には南室百姓一人と久田村百姓一人が任じられることになっていた（前掲「覚」）。なお、足軽の牧別当も確認できる（「口上手扣」対馬宗家文庫史料一紙物 11482）。

（まるやま・ひろき 長崎県対馬歴史研究センター学芸員）



史料翻刻

「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」

(長崎県対馬歴史研究センター寄託内野・津江家関係資料)

八郷給人中以下御役名

奉役八人

一郷ニ耆人ツ、被 仰付、

下知役

一村毎ニ耆人ツ、被 仰付、尤小村又者

給人之繰合ニ依、肝入方下知申付候事、

山川役／

俵物差配役

浦役

地方普請奉行

同見習役

同見覚役

生子生育吟味役

旅人吟味役

八郷御締役

塩焔蔵立会役

但、伊奈郷ニ有之、

めほろ御立山見かしめ役

但、右同断、

上ミ五郷諸普請差配役

但、仁位郷ニ有之、／

鯨船改役

但、右同断、

綱浦御番所見かしめ在番代勤

但、右同断、

大船越在番助勤

但、与良郷ニ有之、

俵物差配役

同締方兼

但、豊崎郷・佐須郷ニ有之、

右給人中々被 仰付、

肝入

一村毎ニ兩人、尤小村者耆人も御座候、

血判

小村ニ者血判無御座候、／

頭百姓

一村毎ニ兩人ツ、有之、

地方普請足輕

生育吟味役下役足輕

八郷御締役下役足輕

山川役下役足輕

奉役附廻足輕

俵物差配役下役

天道山御立山見かしめ

但、佐護郷ニ有之

大平御立山預役

但、与良郷ニ有之、

曾根牧別当

但、右同断、／

牧別当

但、右同断、

酒改役

但、大船越村肝入方相兼、

瀬戸浚

小船改役

但、大船越村ニ有之、

瀬戸浚普請足輕

但、大船越村ニ有之、

御開井樋掛

但、豊崎郷ニ有之、

井樋番人

但、仁位郷ニ有之、

小綱村御番所定番／

鰐浦御横目家見かしめ

右足輕・百姓方相勤、

---

1 凡例は拙稿「天保期における対馬藩府中の役所と役職―「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―」（長崎県対馬歴史研究センター所報）二、二〇二二年）の史料翻刻に準じる。